第8節 商務流通保安グループ・・・・・		304
流通・物流政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		304
1. 1. 概要·····		304
1. 2. データの利活用・・・・・・		304
1. 3. 製・配・販の取組‥‥		304
1. 4. プレミアムフライデーの	D推進······	305
1. 5. 流通業の海外展開・・・・		305
1. 6. 買物弱者対策 · · · · · · ·		305
1. 7. 大規模小売店舗立地法:		305
1. 8. 外国人旅行者等消費税分	色税制度 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	306
2.物流効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		307
2. 1. 概要·····		307
2. 2. 「総合物流施策大綱(20	17 年度-2020 年度)」の策定に向けた取り組み・・・・・・・・・・	307
2. 3. 海外における物流人材で	育成······	307
2. 4. 環境負荷の低減に資する	る流通・物流の効率化 ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	307
消費者政策		308
		
	ō売法の改正·····	
	こついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	可について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	\7 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	リース補助事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠٠	
	かき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	·····································	
	E耒····································	
	カき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1. 工女性未・肥木に関する土は男	ມ ⊂	JZZ

1	. 1. クールジャパン政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	322
1	. 2. 観光・集客関連産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	322
1	. 3. ファッション政策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	323
1	. 4. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組	323
国際	· ···································	324
1.	2017 年アスタナ国際博覧会への参加 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	324
2.	2020 年ドバイ国際博覧会への参加	324
3.	2025 年国際博覧会の大阪・関西誘致	324

第8節 商務・サービスグループ

流通・物流政策

1. 流通政策

1. 1. 概要

流通(卸・小売)業は、我が国GDPの約13.8%(内閣府国民経済計算)、従業員数の約16.5%(労働力調査)を占めているとともに、消費財産業全体に影響を与える重要な産業である。

消費財産業全体の更なる効率化・高付加価値化のためには、サプライチェーンの効率化や成長するアジア市場の取り込み等が重要であることから、国内外に対して、以下のような取組を行った。

1. 2. データの利活用

消費・流通分野のデータ利活用を通じた、流通業の効率化・高付加価値化を目指す取組を進めた。具体的には、主に以下の三点の取組を行った。第一に、気象情報等を用いた需要予測AIの開発・導入事業を実施した。最終年度である本年度においては、メーカーと小売事業者が需要予測情報を共有することで、特定の条件が揃えば食品ロスをゼロにすることが可能であることを確認した。第二に、レシートを電子化し、個人を起点に購買履歴等のパーソナルデータの流通を目指す実験を実施した。電子レシートデータの標準フォーマットとAPI

(Application Programming Interface)を作成し、これらを実験に採用することで、修正点の確認を行った。第三に、RFID (radio frequency identifier)の普及に関する取組を進めた。「コンビニ電子タグ 1000 億枚宣言」を策定し、コンビニエンスストアへの電子タグ導入に向けた条件を取りまとめることができた。さらに、RFIDを用いたサプライチェーン情報共有システムの実証実験を行い、サプライチェーンの在庫の可視化が可能であることを確認した。

1. 3. 製・配・販の取組

日本の消費財流通企業は、欧米に比べ収益率が低いと言われている。流通過程の効率化のためには、メーカー(製)、卸売(配)、小売(販)の垂直的統合が必要であるとの問題意識のもと、2011年5月に、製・配・販に関係する43社が参加する製・配・販連携協議会(事務局は

公益社団法人流通経済研究所及び一般社団法人流通システム開発センター)を設立した。(2018年現在、加盟企業は53社)

2017年度は、以下の3つのワーキンググループにおける活動等を行った。

ロジスティクス最適化ワーキンググループでは、加工 食品・日用品の業界ごとに分けて行っていた活動を統合 した。これまで行ってきた三位一体の返品削減(納品期 限の見直し、賞味期限の延長、年月表示化)や配送効率 化を継続的に取り組むとともに、返品削減実態調査や加 盟企業からのベタープラクティス事例の共有を行った。 加えて、製・配・販におけるムリ・ムダ・ムラの一層の 削減に向けた議論を行ったところ、課題として流通BM Sなどの受発注等における電子データ交換が進む中でも 発生している紙の伝票類やトラックドライバーの待機時 間などが挙げられた。これらの課題を含めたサプライチ エーン全体の効率化には、ロジスティクス情報を共有す る仕組づくりが必要であり、次年度も引き続き検討する こととした。また、加盟企業から共有されたベタープラ クティス事例はサプライチェーン・イノベーション大賞 の選考対象とし、製・配・販各層の協力による返品削減 や配送効率化などの優れた取組を表彰し、業界全体の最 適化に向けて普及啓発活動を後押しした。

多言語商品情報プロジェクトでは、増加する訪日外国 人の買物支援に向けて、商品情報の多言語化に取り組ん だ。2016年度に取りまとめた考え方や、実店舗での実証 実験やアンケート結果を踏まえ、有志会員企業の発起に より、一般財団法人流通システム開発センターが事務局 となり、多言語商品情報を提供するためのシステム環境 とスマートフォンアプリを開発し本格運用を開始した。 多言語商品情報データプールは、メーカー発信の正確な 商品情報を伝達するインフラとして、加盟企業以外にも 商品メーカーに広く参画を呼びかけ、関連するサービス ベンダーにもAPIを通じてデータ参照を開放していく こととしている。また、2020年オリンピック・パラリン ピック大会に向けた多言語対応協議会の小売プロジェク トチームに参画し、小売における多言語対応の3つの領 域(店頭表示、接客、商品情報)の1つとして、小売業 界全体のおもてなし向上に向けた取組を進めた。

電子タグ勉強会では、経済産業省がおこなう実証実験

の取組を共有し、製・配・販での情報共有による各層 のメリット創出に向けた議論や、次世代の消費流通の あり方の議論を行った。

1. 4. プレミアムフライデーの推進

プレミアムフライデーは、買物や家族との外食、観光 等といった個人が幸せや楽しさを感じられる体験や、そ のための時間の創出を促すことで、

- (A) 充実感・満足感を実感できる生活スタイルの変革
- (B) 地域等のコミュニティ機能強化や一体感の醸成
- (C) デフレ的傾向を変えていくきっかけ

といった効果につなげていくための取組。この取組を全国的・継続的な取組にするため、一般社団法人日本経済団体連合会や流通・旅行・サービスなどの経済団体と経済産業省から構成される官民連携の「プレミアムフライデー推進協議会」における議論も踏まえつつ、普及啓発活動を継続した。

また、働き方改革の観点では、月末金曜日は忙しいという意見もあったことから、2017年10月には柔軟な働き方を推進することとした。

こうした取組もあり、プレミアムフライデーの取組開始後1年を経過した時点の認知度は約9割、ロゴマークの申請件数も約8,200件、早期退社に取り組む企業は800社となった。また、プレミアムフライデーにあわせた消費喚起のイベントを実施している企業の約2割がその効果を実感するなど、徐々に浸透しつつある。

1. 5. 流通業の海外展開

近年、我が国流通業の海外展開が進んでいる。しかし、主要な進出先であるアジア諸国の一部には、外資流通業の出資や出店を阻む規制が存在している。そのため、主要な海外進出先国の政府担当部署と流通政策対話を実施し、日本の流通業が進出することによる利益を説明すること等と合わせて、規制緩和を要望している。

2017 年5月にはベトナム商工省との間で「第6回日越流通・物流政策対話」を東京で開催した。経済産業省は、外資小売業の2店目以降の出店に審査を課す "Economic Needs Test(ENT)"、農産品の輸出入促進に関する取組を採り上げた。ベトナム側は、ベトナムの現地企業又は個人にフランチャイズする場合はENTが不要との見解を

示し、農産品の輸出入促進についても、両国間で農産品の 輸出促進に向けた協力事項について引き続き検討する旨 の見解が示された。

同様に、2017 年8月にインドネシア商業省との間においても流通政策対話をインドネシア・ジャカルタで開催した。経済産業省は、外資小売業に対する参入規制、外資系小売店における取扱数量・種類の80%以上をインドネシア国産品とするローカルコンテント要求について採り上げた。インドネシア側はこれらについて引き続き規制緩和に向け検討を進める旨の見解が示された。

一方、ASEAN諸国の流通分野の発展に貢献すべく、「流通・外食事業者のためのマネジメント研修」を、2017年11月にベトナム、2018年2月にインドネシアから研修生を受け入れ実施した。また、2018年1月に「ミャンマー流通政策研修」を実施した。

1. 6. 買物弱者対策

人口減少や少子高齢化等を背景とした流通機能や交通 網の弱体化等を背景とした小売店舗の閉鎖などにより、買 物に困難を抱える方々に対する買物機会の提供が課題と なっている。

このため、事業の効率化に向けた工夫や生活に必要不可 欠なサービスの組合せ等により採算性を確保している各 地域における取組をベストプラクティスとして横展開を 図り、多様な地域のニーズに応じた自主的な活動を促進し ている。

具体的には、買物弱者対策に関する相談に対応するとと もに、国・地方公共団体が実施している買物弱者支援に関 連する支援制度をとりまとめ、経済産業省ホームページで 公表した。

1. 7. 大規模小売店舗立地法

(1) 概要

「大規模小売店舗立地法」は、大規模小売店舗の設置者に対し、周辺地域の住民や自治体の意見等を踏まえ、当該 大規模小売店舗と周辺の生活環境との調和に配慮を求める手続等を定めた法律である。

(2) 適切な運用の確保

「大規模小売店舗立地法」の運用は、都道府県及び政令

指定都市が担っているが、経済産業省としても、同法を所 管する立場から適切な運用を確保するため、次の施策を実 施した。

(ア)「大規模小売店舗立地法」の運用や解釈について、 ホームページ等により情報提供を行った。

(イ)経済産業省及び各経済産業局に設置されている「大 規模小売店舗立地法相談窓口」において、都道府県・政令 指定都市・大規模小売店舗設置者等からの問合せに対応し た。

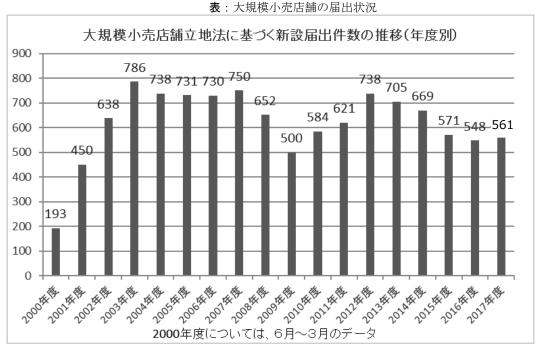
(ウ) 地域ごとに「都道府県等連絡会議」を開催し、「大

規模小売店舗立地法」の届出に関して、具体的事例の研究 等を通じて、都道府県及び政令指定都市間の情報交換等を 実施した。

(エ) 都道府県、政令指定都市等の大規模小売店舗立地法 の担当者に同法の運用に必要な知識を習得させるため、 「流通立地政策研修」を実施した。

(3) これまでの届出状況

2000年6月の「大規模小売店舗立地法」施行後、2018年 3月までに計11,165件(月あたり平均で約52件)の新設 の届出があった(参照表:大規模小売店舗の届出状況)。



1. 8. 外国人旅行者等消費税免税制度

訪日外国人旅行者数は、2004年の614万人から2017年 の2,869万人と大幅に増加している。さらに、外国人旅行 者は我が国での消費額も大きいため、売上増に貢献してい る。

そこで、旺盛なインバウンド需要の獲得に向け、従前よ り随時拡充を図ってきた外国人旅行者向け消費税免税制 度について、平成30年度税制改正において制度の拡充を 図った。

具体的には、現行では、免税販売のためには、「一般物品」 と「消耗品」のそれぞれで下限額の要件(5,000円以上)を 満たす必要があるところ、「一般物品」についても特殊包装 を行う等を条件に、「一般物品」と「消耗品」の合算を認め る措置(2018年7月から開始)を講じた。

また、免税販売手続の電子化を進めることとし、現行の

「購入記録票の旅券への貼付け、割印」に代え、「免税販売情報の電磁的記録による提出」を免税販売の要件とするとともに、現行の「購入記録票の税関への提出義務」を「税関での旅券の提示義務」に代える措置(2020年4月から運用開始予定)を講じた。

2. 物流効率化

2. 1. 概要

トラックドライバー不足をはじめとした物流分野における人手不足の問題は、国民生活にとって社会問題となっており、荷主企業にとっても重要な経営課題として認識されている。

我が国企業の産業競争力を向上させ、安定した経済成長を遂げていくためには、国内外での高度で円滑な流通・物流システムによる国際競争力強化が必要不可欠である。また、地球温暖化に関する問題が深刻になる中、我が国の二酸化炭素排出量の2割を占める運輸部門についても、二酸化炭素排出量削減に向けた取組が求められていることから、これらを実現可能とする対策の実施が必要である。

近年の東アジア地域における経済交流の拡大等により、 国境を越えた高度かつ複雑なサプライチェーンが構築される中においては、貿易手続や国際物流環境の円滑化等に よりグローバルな事業展開を円滑化させることが重要な 課題となっている。こうした課題について、荷主企業と物 流事業者の連携・協働により、物流に関する施策や取組を 実施しているところである。

2. 2. 「総合物流施策大綱 (2017 年度-2020 年度)」の策 定

政府は、物流施策や物流行政の中長期的な指針を示し、関係省庁が連携して総合的・一体的な物流施策の推進を図るものとして、「総合物流施策大綱」を1997年から5回にわたって策定してきた。

総合物流施策大綱 (2013-2017) は 2017 年で目標年次を迎えた、国交省とともに新たな総合物流施策大綱「総合物流施策大綱 (2017 年度-2020 年度)」を策定し、2017年7月に閣議決定された。また、今後推進すべき具体的な物流施策をとりまとめた「総合物流施策推進プログラム」を 2018年1月に策定し、総合物流施策推進会議にて決定した。

2. 3. 海外における物流人材育成

国際物流に関する多岐にわたる課題を総合的・機動的に解決すべく、2006年8月に経済産業省、国土交通省、産業界が連携して「国際物流競争力パートナーシップ会議」を創設し、我が国企業の国際競争力強化と東アジア経済共同体の実現に向けた行動計画を策定した。本行動計画に基づき、ASEAN地域における物流人材育成のため、我が国の「物流技術管理士資格認定講座」をベトナムへ展開するためのロードマップが策定されている。

2017年度は、海外産業人材育成協会と日本ロジスティクスシステム協会の支援により、ベトナム人講師の育成、講義テキストの作成、ベトナム荷主協会への講座開講準備及び運営の技術移管を行った。2018年度より、ベトナムで物流人材育成講座がベトナム荷主協会自らの運営で開講される予定である。

2.4.環境負荷の低減に資する流通・物流の効率化(1)グリーン物流パートナーシップ会議の開催

物流部門の環境負荷の低減、物流の生産性向上等持続可能な物流体系の構築には、荷主・物流事業者それぞれの単独による取組だけではなく、それぞれが互いに知恵を出し合い連携・協働することによる、物流システムの改善に向けた先進的な取組が必要である。複数事業者間の協働によるそうした取組(グリーン物流パートナーシップ)を支援し、普及促進を図ることを目的として、経済産業省、国土交通省、産業界が主催となり 2005 年4月に「第1回グリーン物流パートナーシップ会議」を開催した。

2017 年度は、12 月 13 日に第 16 回グリーン物流パートナーシップ会議を開催し、物流分野における地球温暖化対策及び物流の生産性向上等に顕著な功績があった取組に対して経済産業大臣表彰及び商務・サービス審議官表彰を行った。

(2) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 (物流総合効率化法、物効法)の改正

物流総合効率化法は 2005 年に制定されて以降、倉庫等 の物流施設の整備を中核として物流業務を総合的・効率的 に進める事業を支援してきた。

昨今の物流分野の労働力不足への対応を推進するため、 効率化支援方策を「施設整備」によるものから「連携」に

よるものへ転換することとし、2以上の者の連携を前提に、 支援の裾野を広げ、モーダルシフト(トラックから鉄道・ 船舶への輸送手段の転換) や共同配送を始めとした多様な 取組を後押しできるようにするための「流通業務の総合化 及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律」 (平成28年法律第36号)が成立し、2016年5月に公布、 10月に施行された。

2. 5. 貿易手続の最適化

世界銀行"Doing Business"の輸出入分野は 2018 年に は OECD 加盟国 35 か国中 28 位と低い評価を受けており、 成長戦略の KPI 達成のためには何らかの対策が必要である。 2017年6月に閣議決定された未来投資戦略2017を踏まえ、 貿易手続に関し、関係省庁と民間有識者が一堂に会して、 制度面や技術面など総合的な観点から検討する貿易手続 等に係る官民協議会が 10 月に立ち上げられた。協議会で は貨物の滞留時間の短縮化等を実現するための全体最適 化について検討を行い、CY(コンテナヤード)カットタイ ムの短縮化のための方策や今後の情報の電子化と関係者 間でのデータ利活用の推進等の手続を含む港湾の全体最 適化の必要性がとりまとめられた。

消費者政策

1. 消費者行政

1. 1. 特定商取引法

経済産業省は「特定商取引に関する法律(特定商取引法、 特商法)」を消費者庁と共管している。2008年6月27日に 閣議決定された消費者行政推進基本計画により、この法律 に係る執行は消費者庁が一元的に行っており、経済産業省 は、商一般の専門的な知見や、物資等の生産・流通の専門 的な知見等を活用して、消費者庁と連携することとなって いる。一方で、同法に係る消費者庁長官の権限の一部が地 方経済産業局長に委任されているため、地方経済産業局長 が消費者庁の下で同法の執行を行っている。

(1)特定商取引法の概要

特定商取引法は、訪問販売、通信販売、連鎖販売取引など、 事業者と消費者・個人との間でトラブルを生じやすい特定 の取引類型(注1)を対象として、

(ア) 事業者による不適正な勧誘・取引を取り締まるため

- の「行政規制」と、
- (イ) トラブルの防止・解決のための「民事ルール」 を定める法律である(注2)。

本法は、消費者・個人の日常生活に直結した取引に関す るリスクを予防・低減するという身近で重要な役割を担っ ている。

- (注1) 規制対象となる7つの取引類型
 - (1) 訪問販売
 - (2) 電話勧誘販売
 - (3) 通信販売
 - (4)特定継続的役務提供(エステティック・サロ ン、美容医療、語学教室、学習塾、家庭教師、パ ソコン教室、結婚情報サービスの6役務を政令指
 - (5)連鎖販売取引(悪質ないわゆるマルチ商法を 規制)
 - (6)業務提供誘引販売取引(悪質ないわゆる内職・ モニター商法を規制)
 - (7) 訪問購入
- (注2) 法律措置の主な内容
- (1) 行政規制
- (2) 民事ルール
- (ア)氏名等の明示の義務づけ (ア)クーリング・オフ
 - (※)
- (イ)不適正な勧誘行為の禁止 (イ)中途解約ルール
- (ウ)広告規制
- (ウ)返品ルール
- (エ)書面交付義務
- (エ)取消しルール
- (オ)解約時の損害賠償制限
- (※) クーリング・オフとは、契約締結後一定の期間 (8日間又は20日間)、冷静に再考して解約できる機 会を消費者に与える制度。

(2) 特定商取引法の改正

特定商取引法は、新たな手口の悪質商法の発生など消費 者トラブルの状況の変化に対応して、累次の改正を行って きた。

2015年1月、高齢化社会が進展していることや悪質事業 者の手口が益々巧妙化していること等に加え、2008年改正 法が施行されてから5年が経過したことから、特定商取引 法の見直しを行うこととなり、内閣総理大臣から消費者委 員会に対し、特定商取引法の施行状況を踏まえた購入者等 の利益の保護及び特定商取引法の適正化を図るための規 律の在り方について諮問が行われた。その後、消費者委員

会に設置された特定商取引法専門調査会における審議を 経て、2016年1月に、諮問に対する答申がなされた。

消費者庁及び経済産業省では、同答申の内容も踏まえて 検討を進め、同年5月に、次々と法人を立ち上げて違反行 為を行う事業者への対処・所在不明の違反事業者に対する 処分・消費者利益の保護のための行政処分規定・電話勧誘 販売における過料販売規制等を整備する内容の「特定商取 引に関する法律の一部を改正する法律」(平成28年法律第 60号)が成立し、同年6月に公布された。

その後、2017年12月1日に同法が施行された。

1. 2. その他の消費者関連施策

近年、IoT、ビッグデータ、AI(人工知能)といった技術の進展による社会変革の進展に加え、消費者嗜好の多様化、高齢化や家族の姿・暮らし方が変化する中、消費経済市場も大きな転換点を迎えている中、2030年頃の消費経済市場を見据えつつ、消費者意識の変化、より一層の消費者理解(消費インテリジェンス)やそれに伴う企業経営の在り方、消費者起点のイノベーション等について検討を行う「消費者理解に基づく消費経済市場の活性化」研究会(消費インテリジェンス研究会)を 2016 年 12 月から 2017 年 3 月にかけて 5 回開催した。

同年3月に、同研究会の議論を踏まえ、今後の消費イン テリジェンスの蓄積・利活用のあり方・課題・方策を示し た報告書を取りまとめた。

2. 消費者相談

2017 年度における経済産業省の消費者相談件数は 7,300件で、相談の種類は、「特定商取引法関係」が 4,059件と全体の半数以上を占めている。

契約関係の相談を取引類型別にみると通信販売 (1,213件)が最も多く、次いで訪問販売 (1,124件)、割賦販売 (640件)、特定継続的役務提供 (560件)、電話勧誘販売 (441件)、連鎖販売取引 (402件)、前払割賦 (247件)、訪問購入 (182件)、業務提供誘引販売取引 (137件)、先物取引関係 (22件)であった。

商取引政策

1. 取引信用行政

1. 1. 概要

商品の販売・役務の提供に伴って信用を供与する取引を 行政対象としている。具体的には、割賦販売法による販売 信用に関する取引秩序の維持及び消費者保護、その他信用 を供与して行う取引に関する施策を講じている。

1. 2. 審議会の開催状況と割賦販売法施行規則改正

(1) 審議会の開催状況

第192回臨時国会において「割賦販売法の一部を改正する法律」(2016年12月9日公布)が可決・成立したことを受け、産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会を2017年2月に再開し、①改正割賦販売法の施行及び②割賦販売法のその他の課題への対応のため、施行規則の改正の方向性について検討を行い、その結果をとりまとめ、「報告書~クレジットカード取引及び前払式特定取引の健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて~」が公表された(2017年5月10日)。

(2) 割賦販売法施行規則改正

割賦販売小委員会がとりまとめた報告書を踏まえた「割 賦販売法施行規則の一部を改正する命令(改正施行規則)」 が2017年12月1日に公布された。当該改正施行規則では、 改正割賦販売法において施行規則へ委任されたクレジットカード番号等の適切管理と不正利用防止に関する措置 の基準や加盟店調査における調査事項及び方法が規定されると共に、支払可能見込額調査に関する規定の合理化等 がなされた。

1. 3. クレジット産業の動向について

(1) クレジット産業の状況

2017 年 3 月末現在の登録事業者数は、包括信用購入あっせん業者が前年比 1 社減の 258 社、個別信用購入あっせん業者が前年比 2 社増の 153 社となっている。

(2) キャッシュレス化に向けた対応

キャッシュレスの推進は、①消費者や外国人観光客にとっては、大量の現金を持たずに買い物が可能となり、②紛失・盗難時の被害リスクが現金に比べて軽減されることに

加え、③事業者にとって現金処理コストの削減による生産 性向上の効果をもたらすなど、様々なメリットがある。

世界各国の民間最終消費支出に占めるキャッシュレス 決済比率の比較を行うと、キャッシュレス化が進展してい る国は 40%~60%台であるのに対し、日本は約 20%にと どまっている。

また近年、従来型のクレジットカードによらない決済サービスなど新しいビジネスも現れており、決済方法は多様化しつつある。

こうした状況を踏まえ、2017年3月から「クレジットカードデータ利用に係る API(Application Programming Interface)連携に関する検討会」を計4回開催し、2017年6月に中間とりまとめを行った。さらに2017年11月からは同検討会のスコープを拡大し、API連携にとどまらず、キャッシュレス推進のための課題と今後の方向性について検討会を計6回開催し、2018年4月に「キャッシュレス・ビジョン」並びに「カード会社とFinTech企業とのAPI連携のためのガイドライン」を取りまとめた。

(3) クレジット取引セキュリティ対策協議会について

2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催等を踏まえ、世界最高水準のクレジット取引のセキュリティ環境を整備するためには、カード会社のみならずクレジット取引に関係する事業者等からなる推進体制を構築して、セキュリティ対策の強化に向けて取り組むことが必要。かかる認識の下、2015年3月に一般社団法人日本クレジット協会を事務局として、関係する業界団体等からなる「クレジット取引セキュリティ対策協議会」が発足した。

本協議会では、2017年3月に、2016年2月に取りまとめた「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」を改訂し、2016年度版「実行計画」の下での取組の進捗を踏まえつつ、関係事業者における取組を更に推進するため、対策に関する記載の具体化・精緻化や課題の解決を図った結果を反映するとともに、引き続き検討すべき課題や2017年度の重点取組事項を整理した。改正割賦販売法の施行に向け、この「実行計画」は、加盟店等がセキュリティ対策に関する義務を履行する際の実務上の指針として位置付けられるものである。

1. 4. 前払式特定取引業の動向について

(1) 冠婚葬祭互助会の動向

1973 年に 347 社あった事業者数は、1986 年に 415 社とピークを迎えた後減少し、2018 年 3 月末現在で前年比 6 社減の 250 社となった。一方、前受金残高は 1973 年以降一貫して増加してきており、2018 年 3 月末現在で前年比 124 億円増の約 2 兆 4,566 億円となった。

(2) 友の会の動向

1973 年に 178 社あった事業者数は、1985 年に 356 社とピークを迎えた後減少し、2018 年 3 月末現在で前年比 4 社減の 99 社となった。一方、前受金残高は 2018 年 3 月末現在で前年比 39 億円増の約 5, 277 億円となった。

(3) 割賦販売法施行規則の改正

近年の消費者苦情・相談の状況等を踏まえ、業務面及び 財務面から新たな措置を講じる改正を行った。具体的には、 業務面では、解約拒否・渋りや不当表示等を改善命令事由 に追加するとともに、契約約款の記載の基準に契約約款の 交付・再交付に関する規定を追加した。財務面では、一般 の企業会計原則を踏まえ、流動比率の計算に当たっての流 動資産及び流動負債の範囲(科目構成)を見直した。また、 前払式特定取引業者の親会社(取次ぎ先の百貨店等)や子 会社(葬式・結婚式の施行会社等)の決算書類を報告徴収 の対象に追加した(2017年12月1日公布、2018年6月1 日施行)。

(4) その他

監督行政の透明性及び均一性を確保するとともに、前払 式特定取引業者による財務の健全化及び業務の適切化を 促進するため、「割賦販売法(前払式特定取引)に基づく監 督の基本方針一冠婚葬祭互助会編、友の会編一」を2018年 2月16日に制定・公表した(同年6月1日施行)。

1. 5. リース産業の動向について

リースは、中小企業の設備投資において重要な役割を担っており、民間企業投資に占めるリース設備投資額割合 (リース比率)は、2016年度は5.72%となっている。

1. 6. 被災中小企業復興支援リース補助事業について

経済産業省では、東日本大震災により被災した中小企業の二重債務負担の軽減を図り、円滑な事業再開を促すため、2011年度第3次補正予算により、設備を再度リースにより導入する場合のリース料の一部を補助する事業を2011年12月から開始し、2016年度も引き続き実施した。

2. 商品先物行政

2. 1. 商品先物取引について

商品の価格は、需給バランス等によって変動する。商品の価格変動は、商品や当該商品を原材料とした製品等を購入、販売する企業にとっては経営上のリスクであり、経営を安定化させるためには価格変動に対処する必要がある。商品先物取引はその一つの方法であり、特に、電力・ガスシステム改革による市場の自由化により、エネルギー分野ではその必要性が高まっている。

(ア) 取引量の動向

2017 年度の工業品市場における売買約定数量を示す出来高は、25,073 千枚となり 2016 年度の出来高 24,834 千枚より増加した。また、2017 年度の取引金額は 55 兆円となり、2016 年度の取引金額 55 兆円と同額となった。

(イ) 許可業者等

2018 年 3 月末現在の商品先物取引法に基づく商品先物 取引業者数は前年比同数の 45 社、商品先物取引仲介業者 数は前年比1 社増の4 社であった。

また、2017年度においては、同法共管省庁である農林水産省とも連携し、商品先物取引の委託者保護及び商品先物取引業者等の業務運営の健全化を図るため、商品先物取引法に基づき、商品先物取引業者に対して立入検査を8件実施した。

(ウ) 委託者数

商品先物取引を行う委託者等の数は、2018 年初は国内商品市場取引では 77,555 人、外国商品市場取引では 31,854人、店頭デリバティブ取引では 217,385 人であった。

(2) エネルギー先物市場の創設に向けた取組

(ア) 電力先物市場

2016年に電力の小売・発電の全面自由化が行われたこと

に伴い、今後の電力市場の動向も踏まえた適切な電力先物市場の創設が必要となることから、2017 年 12 月に「電力 先物市場の在り方に関する検討会」を立ち上げ、2018 年 4 月に報告書を取りまとめた。

(イ) LNG先物市場等

2014年6月に閣議決定された「日本再興戦略」改訂及び2013年3月に取りまとめた「LNG先物市場協議会」報告書を踏まえ電力会社やガス会社等がLNGを調達する際の価格変動リスクをより円滑にヘッジできるようにするため、2014年9月に、商品市場類似施設においてLNG店頭取引を行うことの許可を行うとともに、LNGのスポット取引の動態を明らかにするため、スポットLNG価格調査を2014年3月以降実施している。また、2016年5月に取りまとめた「LNG市場戦略」において、より信頼される価格指標の構築のために現物市場機能の追加が期待されるとされたことを受け、同施設において2017年4月には現物取引市場が創設された。

また、2018年4月まで開催された「石炭マーケット研究 会」では、石炭先物市場創設について議論が行われた。

2. 2. 商品投資事業について

商品ファンドは、顧客から資金を集めて商品先物取引等 の商品投資を行い、それにより得られる収益を顧客に分配 するものである。

(ア) 許可業者

2018 年 3 月末現在の商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく許可事業者数は、前年比 1 社増の 4 社であった。

(イ) 商品ファンドの運用資産総額

商品ファンドの運用資産額は、2018年3月末では5億円であった。

サービス産業政策

1. 主要産業・政策に関する主な動き

1. 1. サービス産業

(1)サービス産業の現状

我が国を含めた先進国経済において、実質GDP、雇用の両面で、サービス産業のウェイトは過半を占め、着実に拡大を続けている。我が国においてはサービス産業が実質GDPと全産業の就業者数に占める割合は7割超である。

2016年3月の官民対話では、安倍総理がGDP600兆円を達成するため、2020年までにサービス産業の生産性の伸び率を倍(2.0%)にすることを表明した。サービス産業は他の産業と比較して、労働生産性平均値の低さが指摘されているが、幅広い業種を含んでおり、業種の特性に応じた細やかな施策に産学官を挙げて取り組むことが重要である。

(2) サービス産業生産性向上のための取組

2015 年 4 月日本経済再生本部決定「サービス産業チャレンジプログラム」や 2017 年 6 月閣議決定「未来投資戦略 2017」に基づき、労働生産性の伸び率 2.0%を実現するため、次の施策に取り組んだ。

(ア) I Tを活用した生産性向上

2017年12月閣議決定「新しい経済政策パッケージ」に おいて、3年間の政策集中投資期間で全中小企業・小規模 事業者の約3割に当たる約100万社へのITツール導入促 進を目指すことが決定された。これを受け、中小・小規模 事業者などの生産性向上を目的とし、平成 29 年度補正予 算「サービス等生産性向上IT導入支援事業」)として500 億円確保し、約 10 万社強への I Tツールの導入を支援し ていく。また、こうした直接支援のみならず、IT導入や 業務プロセス改善に関する成功事例・ノウハウを全国規模 で共有する「中小サービス等生産性戦略プラットフォーム」 を関係省庁、主要経済団体、業界団体等と連携して発足し た (発足時点 (2018年2月) では、関係5省庁、92団体が 参加)。本プラットフォームを活用し、IT化や業務プロセ スの改善などのノウハウ・成功事例を強力に横展開し、今 後3年間で中小サービス等事業者の生産性向上を、100万 社規模で推進していく。

(イ) おもてなし規格認証の創設

日本再興戦略改訂 2015 に盛り込まれた、サービス産業の活性化・生産性向上を推進する施策として、安倍総理は、2015 年3月に開催された日本生産性本部 60 周年パーティにおいて、サービスの品質を「見える化」する仕組みの創設を提言し、2016 年3月の第4回未来投資に向けた官民対話において、安倍総理から「サービスの質を『見える化』する『おもてなし規格』を作り、30万社による認証の取得を目指す」との指示があった。

そこで、サービス品質を高める事業者の認証を進めていく「おもてなし規格認証」の運用を開始し、関係省庁との連携を進めながら2020年まで30万社による認証の取得を目指している。2018年3月末まででは、延べ約46,000事業所が認証を取得し、2018年2月には、初めて、最上位である紫認証の取得企業も誕生した。現在、医療や介護等の業種別の規格替えや国際化に向けた取組も進めている。

(ウ) 日本サービス大賞による業界全体の活性化

優れたサービスをつくりとどける仕組み表彰することでサービス提供事業者のより一層の士気向上やイノベーションを促す第2回日本サービス大賞には全392件の応募がなされた。2018年6月に表彰式を控え、審査委員会による内閣総理大臣賞や経済産業大臣賞を始めとする各賞の選定が進められた。

(エ) サービス経営人材の育成

我が国では消費者嗜好の多様化、国内市場縮小、競争激化が進んでいる。こうした厳しい環境の中、サービス事業者が生産性を向上させ 成長を続けるためには、次世代の経営を担う人材を育成・確保することが重要課題である。

しかし、サービス産業に関する経営ノウハウの体系化は 不十分であり、マネジメントに特化した専門的、実践的な 教育機関も不足している。

このため、2015年度より、産学共同で経営人材の育成カリキュラムを開発・実証する取組への支援を開始し、2017年度は中村学園大学や京都大学、関西学院大学等、計18大学を支援した。また、大学で開発されたプログラムの強化・効率化とこれまで培われたサービス経営人材育成の知見・ノウハウの横展開を行う取組を進めるため、採択校間の連

携を促す中間報告会や産業界との意見交換や周知を目的 とした集めたテーマ別セミナー及びシンポジウム形式の サービス経営人材育成サミット 2018 を開催した。

(3) サービスフロンティア拡大のための取組

(ア) スポーツの成長産業化

先進国、新興国において、スポーツ産業の市場規模は、対GDPで3%程である。しかし、日本における市場規模は対GDP比で約1%に低迷しており、市場規模拡大の余地が大いにある。今後スポーツ産業を成長産業化させ、コストセンターからプロフィットセンターに変えていく取組が必要とされる。

2016年2月、スポーツ庁と経済産業省は、2020年以降 も展望した我が国のスポーツビジネスにおける戦略的な 取組を進めるための方針策定を目的に「スポーツ未来開拓 会議」を立ち上げた。2016年6月には中間報告を公表し、 スポーツ産業活性化に向けた基本的な考え方を示すとと もに、政策の方向性として、コストセンターからプロフィ ットセンター化するスタジアム・アリーナ改革やスポーツ 人材の育成・活用、スポーツコンテンツホルダーの経営力 強化・新ビジネス創出の促進等を提示。中間報告において 課題とされたもののうち、スタジアム・アリーナ改革につ いては、同年7月にスタジアム・アリーナ推進官民連携協 議会を立ち上げ、改革にあたっての基本的な考え方を示し た「スタジアム・アリーナ改革指針」や、参考となる資料 をとりまとめ、2017年6月、「スタジアム・アリーナ改革 ガイドブック」として公表した。その後、スタジアム・ア リーナ改革により地域交流拠点を創出し、スポーツを核と した地域活性化を図る取組みを進めているところである。 また、スポーツ経営人材育成・活用についても、スポーツ 庁と、スポーツ経営人材プラットフォーム協議会を立ち上 げて検討を行っている。

(4) サービス産業の国際展開に向けた取組

「2020年までにGDP600兆円の達成」という目標を実現するためには、我が国GDPの70%超を占めるサービス産業の国際競争力を高め、外貨を獲得していく必要がある。特にモノからサービスに需要がシフトしている、アジアを含めた新興国への我が国関連事業者の進出を支援する必要がある。

サービス経済化の進展に伴い、経済成長や雇用創出の観点でサービス産業が主要産業のひとつとして発展していくと考えられることから、2017年度においてもベトナム、ミャンマー、インドネシアに対する研修事業を継続した。加えて、我が国サービス事業者のグローバル化支援のあり方に係る調査研究を実施し、海外事業展開の円滑化に求められる要素や課題を整理した。

昨年度「第3回日・ASEAN新産業官民対話」をタイ・バンコクにおいて開催し、サービス生産性向上に係る日本とASEANの連携、協力強化に向けて合意が形成されたことを受け ASEAN各国のサービス産業の現状について調査を実施したうえで、特に我が国のサービス事業者の展開が有望だと考えられる1ヶ国(ベトナム)について、サービス産業における課題の顕在化を図り、それらの解決に向けて我が国が貢献しうる支援策等についてまとめた。また、政策対話とシンポジウムを含むマッチングイベントを開催し、調査や政策対話により顕在化した課題や対策、連携のあり方などに関し、広く民間事業者と共有を図った上で、現地企業と日本企業の連携を創出する機会の提供を実施した。

また、中国は、「日中サービス協力に関する実務レベルワーキンググループ」を創設したことを受けサービス事業者が中国において競争力を発揮しうる分野や地域を特定するとともに、中国サービス産業の動向や課題を整理した。それを踏まえ、中国サービス産業の発展に向けて、我が国サービス事業者が貢献しうることを検討した。

さらに、2012 年に始まった官民の意見交換の場である「グローバルサービス座談会」を通じたサービス産業界の意見の収集や連携構築を継続している。

(5)教育産業に関する取組

人生 100 年時代に、個人が社会で活躍・貢献し続けるためには、社会全体で人材育成への投資を強化し、各個人が常にスキルや知識を身に付け、学び続けることが必要であるが、現在の教育現場は、教育効果(アウトプット)、教員負担(インプット)、いずれの面からも生産性向上の余地がある。こういった背景から、民間教育サービス等の活用による開かれた教育の実現を通じて、就学前教育からリカレント教育に至るまで、教育全体のあり方を再構築することを目指して、2017 年7月に教育サービス産業室を設置し、

諸課題に関する議論を進めることとした。

(ア)「未来の教室」とEdTech研究会

において議論されている「育成すべき産業人材像」を踏ま え、①人生 100 年時代に合った教育・能力開発ステージ (就 学前・初等・中等・高等・リカレント)の課題を整理し、 ②米国・中国・シンガポール等で急速に進展するEdTe c h **イノベーションと、国を挙げた教育改革の進展を把 握し、我が国の学校教育・企業研修等の現場が目指すべき 「未来の教室」の姿と、そのために必要なEdTechの 開発・導入の課題と対策について検討するため、「未来の教 室」とEdTech研究会を開催した。この研究会では、 合わせて、有識者のほか、現役の中学生、高校生、大学生 を含む約130名の方にお集まりいただき、ワークショップ を開催し、「未来の教室」の推進に向けた課題と解決を議論 を開催した。

※EdTech (エドテック) とは・・・「Educatio n (教育)」と「Technology (科学技術)」を掛 け合わせた造語で、2000年代中頃のアメリカ発祥。テクノ ロジーの進歩・発展にあわせ、現在の教育現場を、テクノ ロジーの力で革新していくことを目指すビジネス領域と されている。

(イ) 教育現場の課題整理

教育の各課程(就学前/初中等/高等/リカレント) において、教育現場が抱えている主な課題を分析した上 で、EdTech等の民間教育産業が各種課題に対して 提供可能なソリューションと、民間のみでは対応困難な 制度的課題等を整理し、想定される各課程における諸課 題への対応策を検討した。また、国内市場におけるEd Techについて、市場規模や今後、教育現場にどのよ うなニーズがあり、どのようなツールが不足しているの か等の課題について基礎的調査を実施した。

加えて、平成29年度補正予算に「学びと社会の連携促進事 業」を計上しており、この予算を活用して、全国各地の教 育現場において、実証事業を進めていく。

(ウ) 教育産業 (EdTech) の海外展開に向けた検

EdTechの先進国であるアメリカをはじめとする 省内の「我が国産業における人材力強化に向けた研究会」 諸外国における市場規模や動向を明らかにし、世界的に 議論・検討されている最先端の産業の状況等を整理・分 析し、その結果に基づき、我が国がとるべきEdTec h・教育産業の成長モデルの検討を実施した。

1. 2. ヘルスケア・医療機器産業

1. 我が国において平均寿命は男女ともに 80 歳を超え、世界一の健康長寿国になった。平均寿命が今後も伸びていくことが予想される中、公的保険制度を中心とした医療・介護サービスはもちろんのこと、保険外も含めたサービスの充実を行い、超高齢化社会へ対応していく必要がある。

(1) 医療・介護の国際化

- 2. 日本は、少子高齢化という課題に世界に先駆けて 直面している国であり、その課題に対応するサービスや 機器について世界をリードできる可能性がある。日本の 医療技術については、がん診断・治療等、国際的に評価 されている分野が存在する。これらの点から、日本の良 質な医療機器やサービスの国際展開を促進することは、 国際貢献と国内における関連産業の活性化に繋がると期 待される。
- 3. 経済産業省としては、医療機器・サービスの国際展開の案件組成を後押しするため、2017 年度には海外における医療のアウトバウンド・インバウンドの拠点化にかかる実証調査事業について、新興国を中心に9案件を支援した。また、新興国等に向けて官民ミッションを派遣することにより医療機器・サービスの売り込みを行った。さらに、「医療機器の国際展開に関する研究会」を開催して医療機器・医療サービスのアウトバウンドにかかる現状や課題等を把握し、官民それぞれの今後の対応の方向性を整理した。また、医療を目的に訪日する外国人患者受入れについては、「外国人患者の医療渡航促進に向けた医療コーディネート事業者のあり方等に関する研究会」を開催し、適切な医療渡航の促進に向けた課題と検討方法を整理したほか、日本の医療の認知度向上のため海外の展示会に出展を行う等の取組を行った。
- 4. 加えて、介護の国際展開にかかるアジア健康構想の策定を踏まえ、中国およびミャンマーにおける介護の国際展開についての実証・調査事業3案件採択し、案件組成を後押しした。

(2) ヘルスケア産業の創出

少子高齢化が進む我が国では、国民の医療、介護、健康 に関する関心は高まりを見せており、生活習慣病の患者や 高齢者の単身世帯のさらなる増加が見込まれる状況にお いて、運動・栄養指導や予防・健康管理サービス等、ヘルスケア産業に対する需要もますます増えてくることが想定される。

社会構造の転換に伴う医療・介護及びその周辺分野における需要は、産業面から見ると、高齢社会の需要に適切に応えながら内需を主導し、雇用を創出する成長産業となりうる側面を持っている。生活習慣病関連にかかる医療費を、公的保険外のサービスを活用した予防・健康管理にシフトさせることにより、「生涯現役社会の構築」、「医療費の適正化」、「新産業の創出」を同時に実現することを目指す。

そのような中、公的保険サービスの周辺に存在する保険外のサービスへの医療・介護機関や民間事業者参入と産業創出に向け、政府内に設置した次世代へルスケア産業協議会にて取りまとめた「生涯現役社会の構築に向けたアクションプラン 2017」に基づき、公的保険外サービスの活性化施策としてグレーゾーン解消、地域版次世代へルスケア産業協議会の設置促進等を行った。さらに、「生涯現役社会実現に向けた環境整備に関する検討会」において、生涯現役社会の構築に向け、予防の取組に関するインパクト分析等を通じ、効果的に予防施策を講じるための論点整理を行った。

また、企業・保険者の健康経営・健康投資を促進するため、健康経営銘柄 2018 の選定も実施した。さらに、優良な健康経営を実践している企業等を認定する「健康経営優良法人認定制度」の見直しを図り、日本健康会議が、平成30年2月に「健康経営優良法人2018」として、大規模法人部門として541法人、中小規模法人部門として776法人を認定した。

加えて、健康・医療情報等を活用した行動変容促進サービスの育成を図るため、平成28年度に実施した「健康・医療情報を活用した行動変容促進事業」の結果を踏まえ、平成29年度より3年間、日本医療研究開発機構(AMED)の研究開発事業として、糖尿病軽症者を対象とした大規模臨床試験を開始した。あわせて、平成28年度に策定した「健康情報等交換規約定義書」により、介入研究を通じて得られる質の高い健康情報等を収集・解析し、生活習慣病改善等に資する行動変容サービスの高度化につながる人工知能(AI)アルゴリズムの開発等を目指す。具体的には、大企業の企業保険者を中心に被験者募集を実施し、平成30年1月から被験者説

明会を行って介入研究を開始した。

また、国内に豊富に存在する健康・医療情報が、保険外サービスの提供や研究開発の分野で、民間においても安全かつ効率的に活用され、医療の質を高めるイノベーションが実現するために必要な施策の方向性について検討するために「健康・医療情報の利活用に向けた民間投資の促進に関する研究会(ヘルスケアIT研究会)」を設置した。

これらの需給両面からのアプローチにより、健康寿命延伸産業の市場創出を促した。

(3) 医療機器

(ア)業界の現状

5. 国内の市場規模は、高齢化の進展に伴って 2012 年に2兆5,000 億円を超え、2016 年には約2兆8,870 億円(前年比4.14%減)となっている。また、我が国の医療機器の輸出額は、2016 年は約5,840 億円(前年比6.60%減)となり増加傾向であるが、貿易収支は輸入超過で推移している。

(イ) 医療機器開発

健康的で安らかな生活を求める国民の願いは強く、がんや生活習慣病等の克服、患者QOL(生活の質)や生存率の向上をもたらす診断と治療の実現に向けて、革新的な医療機器の研究開発の推進とその普及が求められている。

2017 年度は、医療ニーズを踏まえた医療の質と効率性の向上・健康寿命の延伸と、医療機器産業の活性化を実現するべく、「未来医療を実現する医療機器・システム研究開発事業」において日本が強みを有するロボット技術、ICT等を応用した、世界最先端の革新的な医療機器・システムの開発を推進した。

また、医療現場等のニーズを効率的・効果的に収集・分析し、医療現場のニーズに応えた医療機器を開発するため、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)において、ニーズ抽出委員会を開催し、2018年度の公募課題選定に反映させた。

さらに、今後実用化が期待される先進的な医療機器の開発の効率化・迅速化を図るため、厚生労働省との連携の下、薬事審査を見据えつつ、医療機器の開発に必要となる評価項目等を明確化する医療機器開発ガイドラインの策定を行った。

これらに加え、高度なものづくり技術を有する中小企業 や異業種企業の新規参入と、医療機関・大学等との連携を 支援し、医療現場のニーズに応える医療機器の開発・改良 を行う「医工連携事業化推進事業」を推進した。

上記の医療機器開発を進めるに当たり、医療現場のニーズ把握、規制への対応、販路開拓等、事業者・大学が抱える多数の課題を解決するため、文部科学省、厚生労働省と連携し、開発初期から事業化に至るまで伴走コンサルとして切れ目ないワンストップ支援を行う「医療機器開発支援ネットワーク」の体制を強化した。

(ウ) 福島県における東日本大震災からの復興

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び原子力災 害による被害を受けた福島県において、福島県民の医療・ 福祉・生活の質の向上を図るとともに新産業・雇用創出を 通じて福島県の復興に資することを目的とした施策を実 施した。

具体的には、2016年度に引き続き、BNCT(ホウ素中性子捕捉療法)の開発・実証等を行った。

また、福島県をはじめ全国の医療機器の研究開発・安全対策、事業化を支援するため、大型動物を用いた安全性評価や規制の許認可等に関するコンサルティング、医療機器のトレーニング等の機能を備えた拠点(ふくしま医療機器開発支援センター)を福島県内で整備し、2016年度に竣工・開所した。

(4)福祉用具

(ア) 業界の現状

6. 2016 年度の市場規模は、約1兆4,602 億円(前年度 比2.4%増)となっている。福祉用具は、主に高齢者、障害 者等の身体特性等に対応する機器であり、多品種少量生産 の製品が多く、中小企業性が強い。

(イ) 福祉用具開発

心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある高齢者、心身障害者及び介護者のQOL向上の実現のため、福祉用具の研究開発を行う「課題解決型福祉用具実用化開発支援事業」によって、2017年度においては4件の開発テーマを新規採択した。

1. 3. 生物化学産業

(1) 再生医療の実用化・産業化に関する取組

(ア) 現状と課題

再生医療は、手術・投薬など従来の方法では治療困難と される疾患の根本治療に途を開くものであり、世界的にも 高い期待が寄せられている。将来的には慢性疾患や高齢化 に伴う疾患等の治癒により、社会保障費の抑制にも貢献す る可能性がある。

我が国における再生医療への取組は、研究活動においてはトップレベルにあるものの、その実用化においては欧米等との格差が懸念される状況にあった。

2014 年 11 月に、再生医療等安全性確保法及び医薬品 医療機器等法が施行され、再生医療の研究開発から実用化 までを推進する法制度が整えられたが(後述)、現在、国内 で上市されている再生医療製品は既存の2品目と医薬品 医療機器等法施行後に承認された2品目の計4品目にと どまる等、未だ実用化は進んでいない。このため、再生医 療の特性を踏まえた安全性等に関する評価手法の確立、周 辺産業の技術開発及び国際標準化、ビジネスモデルが成立 する事業環境整備など、再生医療の実用化促進のための取 り組みが、引き続き重要である。

(イ) 再生医療の特性を踏まえた法制度の整備

2012 年度に行われた「再生医療の実用化・産業化に関する研究会」において、医師・医療機関から外部の事業者に細胞加工業務の委託を可能にすることや、再生医療製品の早期承認制度を実現することなどを提言するとともに、事業環境の整備の基礎として、再生医療及び周辺産業の市場規模を推計した。その結果、国内の再生医療の将来市場規模は 2020 年 950 億円、2050 年には 2.5 兆円、国内の再

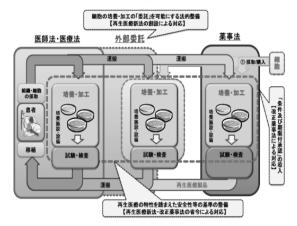
生医療周辺産業の将来市場は 2020 年で 950 億円、 2050 年で 1.3 兆円と予測された。

2013 年3月には、超党派による再生医療を推進する議員の会での議論を経て、「再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案(再生医療推進法)」が提出され、同年5月に公布された。これを受けて、政府において法制度について検討が進められ、2013 年 11 月の臨時国会において「再生医療等の安全性の確保等に関する法律(再生医療等安全性

確保法)」及び「薬事法改正法(医薬品医療機器等法)」が 成立した(いずれも一部を除き 2014 年 11 月施行)。

再生医療等安全性確保法には、再生医療をリスクに応じて分類し必要な対応を規定することや再生医療向けの細胞加工を受託する「特定細胞加工物製造事業者」の創設などが盛り込まれた。また、薬事法を全面的に見直した医薬品医療機器等法では「再生医療等製品」を新たに定義するとともに、条件及び期限付き承認制度が導入された。これらにより、再生医療の研究開発から実用化までを推進する法制度が整えられることとなった(図参照)。

図 法整備の体系



(ウ)再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発事業【2015年度当初予算:25億円】

・再生医療等製品の開発は、J-TEC (培養軟骨、培養皮膚)やヘリオス (i P S 由来網膜色素上皮細胞)に代表されるベンチャー企業を中心に行われている。上市されている再生医療等製品は4品目に留まり、安全性、有効性等の評価の手法が確立していないことや薬事申請に関する経験が限られていることが、円滑な上市を行う上での課題となっている。このため、開発中の再生医療等製品について、開発に当たっての課題を収集し、製品規格の設定方法や製法変更時の評価方法などの検討を行った。ここで得られた知見を後続の企業等と共有することで、今後の製品開発の円滑化が期待される。

・技術面に関する取組としては、再生医療の実用化に向け、再生医療等製品の材料となるiPS等幹細胞を安定的に培養し、細胞の品質を評価することで安全な細胞を供給する必要があることから、iPS等幹細胞の自動大量培養装置の開発に加え、細胞の培養に必要となる培地、試薬、容器等の消耗品や細胞の保存、輸送等の再生医療等製品を

製造するに当たって必要となる周辺産業の技術を同時に 開発し、細胞製造の自動化から再生医療等製品の供給まで を想定したシステムの開発を推進した。これにより、世界 的にも未確立である自動大量培養装置の技術を世界に先 駆けて開発し標準化を推進することで我が国企業の国際 競争力を高めることが期待される。

(エ) 再生医療の特性を踏まえた標準等の検討

2013 年に取りまとめた報告書(グローバル認証基盤整備事業)において、再生医療の周辺産業の標準化については、国内外の標準化活動の動向や有力企業のビジネスモデル等について調査し、速度感をもって国内でフォーラム/コンソーシアム標準を数多く用意すること、その中から適当なものについて国際標準化を目指すことが望ましいことなどの方針を示している。

日本の優れた技術を世界に普及させるため、一般社団法 人再生医療イノベーションフォーラムなどの業界団体を 中心として、標準化活動を加速させることとしている。

(オ) その他、再生医療周辺の事業環境整備について 再生医療等製品の製造原料となるヒト他家細胞(患者本 人以外の細胞)について、品質管理やコスト面で自家細胞 (患者本人の細胞)にない特性、メリットを有するにも 関わらず、国内で安定的に入手できない現状がある。また、 他家細胞由来製品の開発は、海外が先行している。

このような現状を踏まえ、他家細胞由来製品の開発や事業化に資するよう、2014年度に有識者研究会を設置し、国内でヒト他家細胞を入手する際の課題を明確化し、対応策について考察を行った。この際、手術等で摘出されたヒト細胞・組織の利用を想定した。

国内で再生医療等製品の原料として、ヒト他家細胞を入手する際の課題として、細胞の入手・提供に関する実務的課題(品質確保、細胞提供者からの同意取得、個人情報保護、医療機関と企業の連携等)、細胞の入手・提供を円滑に進めるための社会的認知の向上等が挙げられた。また、採取医療機関・再生医療企業等の間に入り、実務上の課題等に対応する専門の仲介機関・機能の必要性が指摘された。

これを踏まえ、2015 年度より「再生医療の産業化に向けた評価基盤技術開発事業」において、利用時の問題が比較的少ない手術摘出物等を対象として、実際の入手、提供に

向けた実務的な検討及び品質確保のための技術的な検討 等を進めている。

(2) バイオ医薬品関連の取組

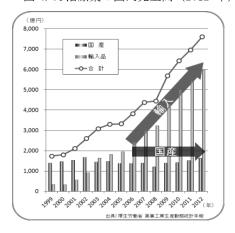
(ア) 現状と課題

医薬品産業は、日本を代表する知識集約型・高付加価値 産業の代表格であり、世界規模での高齢化等により医薬品 需要は大幅に伸びている。特に近年、遺伝子組換え技術、 細胞培養技術等を用いたバイオ医薬品が急速に普及して おり、今後さらに拡大する見込みである。しかし、国民の 約半数が「がん」になる時代であるにもかかわらず、国内 ではがん治療薬として利用されるバイオ医薬品(抗体医薬 品)がほとんど生まれず、国内がん治療薬市場は 2000 年 を境に輸入品が急速に増加し、大幅な輸入超過となってい る(図参照)。

バイオ医薬品は生産拠点が主に海外にあることから、国内では製造技術が成熟しておらず、それを担う人材も育たないため、製造を支える装置や部材等の周辺産業も成長し難い状況にある。そのため、国内への資金の還流が少なく、創薬イノベーションが起きにくい状況になり、結果として医薬品の創出も難しいという悪循環に陥っている。また、バイオ医薬品の後発医薬品であるバイオシミラー生産においても、日本では生産が難しいことから製造技術の確立等の対策が急務である。

また近年、生命科学研究の進展により、個人の体質に基づき、薬効が高く副作用の少ない薬を選ぶ「個別化医療」の推進が求められており、薬の開発対象も患者数の少ない疾患へと移行する中で、創薬コストの低減及び新薬創出力の強化が課題である。さらに、我が国が高齢化社会を迎え、老化とともにがんや認知症などの疾病を抱える患者が今後ますます増加することが懸念されるが、がんは早期に治療するほど生存率が高く、アルツハイマーも早期に治療を開始することで進行を遅らせることが期待できるため、早期発見・早期治療をすることで、健康寿命の延伸を図るとともに、経済的・社会的負担の軽減を図る「先制医療」に取り組む必要がある。

図 がん治療薬の国内売上高 (2012 年)



(イ)次世代治療・診断実現のための創薬基盤技術開発【2017年度当初予算:53.1億円】

上記現状と課題を踏まえて、経済産業省では、解析情報と計算科学を基にした合理的な創薬手法により創薬コストの削減を図るとともに、我が国が優位性を持つ世界最大の天然化合物ライブラリー等を活用するための基盤技術の研究開発、及び従来の強みであった化学合成とは全く異なるバイオ医薬品の製造技術に関して、個々の優れた医薬品製造技術、部材技術等の周辺技術を有効活用して、バイオ医薬品の安定生産・コストダウンに資する製造技術の研究開発を実施した。

また、我が国の優れた分析技術や合成技術等を結集し、 がん等の疾患細胞に特異的に発現するタンパク質と糖鎖 を同時に認識するバイオ医薬品の開発技術を確立するこ とにより、少ない副作用で治療を実現する糖鎖創薬技術の 研究開発を行った。さらに、乳がんや大腸がんなど 13 種 類のがんと認知症の早期診断マーカー(マイクロ RNA)を 見出すとともに、これらのマーカーを検出する診断装置等 を開発し、世界に先駆けて実用化を目指す事業を実施した。

(3) その他バイオ関連の取組

(ア) 植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発事業

【2017年度当初予算:21.0億円】

(A) 現状と課題

近年、植物や微生物等の生物を用いた高機能品の生産技術は、化学合成と比べて安価で省エネルギーな物質生産が可能であり、原料としての化石資源を代替しうることから注目されている。OECDの報告によれば、バイオ関連産

業の世界市場は 2030 年までに 200 兆円規模へと拡大する ことが見込まれている。特に、工業分野での著しい成長が 予想されており、革新的な新素材の創出等のバイオものづ くりに必要となる基盤技術開発は急務となっている。

(B)課題に向けた取組

高機能な素材や画期的な医薬品等の創出、これらの生産 効率の向上を図るため、大規模ゲノム情報に基づいた生合 成経路を設計し、多数の遺伝子を組み込んだ長鎖DNAを 合成し、長鎖DNAを微生物に組込む技術を開発する。従 来技術では合成が困難だった医薬品等の有用物質の生産 やその生産効率を飛躍的に向上させる技術開発を進めて いる。現在、既にモデル物質の生産では従来法と比較して 1000 倍近くの生産効率を達成している。

(イ) 遺伝子検査ビジネスについて

(A)現状と課題

近年、太りやすさなどの体質、病気のなりやすさ、血 縁判定、更には個人の能力・才能などを判定する名目と して提供されている消費者向け遺伝子検査ビジネスが 注目を集めるようになった。このうち体質等に関する検 査は、生活習慣病予防のための行動変容のきっかけ作り などの健康増進への寄与が期待されている。この一方で、専門家から見てその意義や有用性が十分とは言いがた い遺伝子検査が提供されているなどの指摘もある。

(B)課題に向けた取組

健康・医療戦略本部の下に設置された「ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォース」において、消費者向け遺伝子検査ビジネスについて、課題を整理するとともに、今後必要な取組について検討を行った。本タスクフォースの意見取りまとめにおいては、事業者の自主的な取組を促進すると同時に、国内外の事業実態・規制状況を把握し、分析的妥当性の確保、科学的根拠の質の確保、遺伝カウンセリングへのアクセスの確保に関して、実効性のある取組を行う必要があるとされた。これを踏まえ、厚生労働省等の関係省庁と連携し、調査・検討を進めていくこととしている。

(ウ) 生物多様性・カルタヘナ法

遺伝子組換え微生物等の産業活用促進基盤整備事業

【2017 年度当初予算:0.15 億円】生物多様性総合対策

事業

(A) 現状と課題

国際条約に則り、遺伝子組換え生物等が生物の多様性に 及ぼす負の影響を防止するため、遺伝子組換え生物等の使 用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カル タヘナ法)の適切な執行が引き続き重要である。また、バ イオ産業にとって重要な素材である微生物等の遺伝資源 について、生物多様性が豊かな開発途上国等では遺伝資源 の入手等に対する規制が設けられつつあるが、そうした 国々から円滑に遺伝資源が入手できるようにすることが 益々重要となっている。

(B)課題に向けた取組

2017 年度は、カルタヘナ法に基づく申請に対する確

認を96件行った。また、確認を受けた企業の拡散防止措置が適切に実施されているかを確認するための立入検査を12件行った。また、当該法に基づく複数申請に係る事業者負担の軽減のため、病原性・毒性がない等の一定範囲の性質の遺伝子組換え生物等について拡散防止措置を包括的に確認する制度の導入等運用改善を行った。また、企業等が各国から遺伝資源を円滑に入手できる環境整備のため遺伝資源に係るアクセス及び利益配分(ABS)関連法制度や名古屋議定書への対応状況の調査を行うとともにABSに関する相談窓口の設置等に引き続き取り組んだ。

また、カルタヘナ法及びABSに関する説明会等を開催し、広く普及啓発を図った。海外の遺伝資源へのアクセスに関する手引書を関係企業に配布を行い、国際会議における我が国の取組の紹介等を実施した。

クールジャパン政策

1. 主要産業・施策に関する主な動き

1. 1. クールジャパン政策

内需減少等の厳しい経済環境の中、自動車等の従来型産業に加え、衣食住やコンテンツを始めとした日本の文化やライフスタイルの魅力を付加価値に変え(「日本の魅力」の事業展開)、新興国等の旺盛な海外需要を獲得し、日本経済の成長につなげていくことが必要である。そのため、経済産業省においては、①海外現地での日本ブームの創出、②現地で稼ぐためのプラットフォーム構築、③日本への外国人観光客の誘客・消費拡大からなる3段階の戦略的なクールジャパン政策を展開している。

(1) クールジャパンの推進

(ア)海外現地での日本ブームの創出海外の小売事業者や消費者等に対して購買意欲や訪問意欲の面で影響を与えることができる人材をAmazon Fashion Week TOKYO期間中に招聘し、海外を目指す若手デザイナーに求められるものについて講演を行った。加えて、雑誌・SNS等を通じて、外国人目線での日本のデザイナーズブランドの魅力を海外に情報発信する事業を行った。

(イ) 現地で稼ぐためのプラットフォーム構築

日本の各地には海外需要獲得の可能性を有する「ふるさと名物」(ものづくり、食、観光などの地域資源)が多く存在している。これら我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商材やサービスを有する中小企業等と海外マーケットの知見を有するプロデューサーが連携し、新たな海外販路を開拓する取組を支援する「JAPANブランド等プロデュース支援事業」を実施し、インバウンド案件を含め12事業を採択し実施した。

また、二国間協力の基本的な方向性と具体的なプロジェクトをまとめた「日・サウジ・ビジョン 2030」の下、日本のエンターテイメント企業(テーマパーク、遊園地、イベント)のサウジアラビアへの進出・展開を目指し、サウジアラビア娯楽庁、在サウジアラビア大使館、JETRO 等との連絡・調整を実施した。

(ウ) 日本への外国人観光客の誘客・消費拡大

日本への外国人観光客の誘客・消費拡大を図るためには、 既に多くの外国人観光客が訪れているゴールデンルート 以外の地域においても、外国人観光客を惹きつける国際リ ゾートや国際観光都市を形成する必要がある。このため、 4つの類型の観光地(山岳リゾート、海浜リゾート、温泉 地、歴史的街区・集落)において、目指すべき観光地の姿 であるビジョンとこれを達成するビジネスモデルを含ん だマスタープランを策定する委託事業を、更なる外国人観 光客の増加が想定される4つのモデル地域(富良野、恩納、 由布、伊勢・志摩・鳥羽)を選定し、実施した。

(2) 株式会社海外需要開拓支援機構

株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構) を通じ、我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品 又は役務の海外における需要を開拓する事業活動に対し、 リスクマネー供給や助言等の支援を実施した。2017 年度は、 合計 8 件、約 154 億円の支援決定・公表を行った(累計 28 件、約 568 億円)。

1. 2. 観光・集客関連産業

観光振興については、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)や「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)において、訪日外国人旅行者数を2020年までに4000万人、2030年までに6000万人、訪日外国人旅行消費額を2020年までに8兆円、2030年までに15兆円へと増やすこと等を目標として掲げ、「観光先進国」への新たな国づくりにむけて、政府一丸となって取り組んでいくことを決定した。これらを踏まえ、平成29年度における行動計画として、「観光ビジョン実現プログラム2017」が策定されている(平成29年5月30日観光立国推進閣僚会議決定)。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、一定期間、使用が制限される東京ビッグサイトや幕張メッセにて開催される多くの展示会については、開催場所、開催時期や規模の変更等の検討に迫られている。このため、東京ビッグサイト及び幕張メッセにおいて主要な展示会を開催している事業者と、東京都、千葉県等の関係者と情報を密に共有・連携し、展示会業界への

影響が最小化されるように調整を行った。

1. 3. ファッション政策

(1) ファッション政策懇談会/若手デザイナー支援コン ソーシアムの設立

我が国のアパレル製品の市場規模の縮小や国内生産量の減少を受け、ファッション産業における課題の抽出や海外市場開拓のため必要な施策等を検討するため、ファッション業界の有識者による「ファッション政策懇談会」を開催し、今後の目指すべき方向としての「政策提言」を行った。

「ファッション政策懇談会」における「政策提言」を受け、日本発のトップラグジュアリーブランドの創出を目指し、ファッション関連業界が官民連携で一致団結し、我が国の若手デザイナーを支援するプラットフォームとして「若手デザイナー支援コンソーシアム」を設立した。

若手デザイナー				
相談	支援			
コンソーシアム参加機関 (例)				
政府系金融機関	業界団体			
資金面の支援	業界取り纏め/情報提供			
ファンド	百貨店・小売			
資金・経営面の支援	販売面の支援			
銀行・クラウト*ファンテ*ィンケ*	アパレルメーカー			
資金面の支援	先端技術の提供等			
経済産業省関係機関	I T企業			
各種支援事業の実施	ITを活用したソリューションの提供等			
コンサル/メディア	繊維・縫製事業者			
各種情報提供	産地連携			
教育機関	海外関係			
人材育成	FW、展示会、ショールーム、パイヤー等			
公募事務局 各種支援事業の運営				
経済産業省 <全体連絡調整窓口>				

「若手デザイナー支援コンソーシアム」(概念図)

(2) 民間ファッションデザイン教育機関における外国人 留学生の就労の実現

平成 19 年度から各種学校としての認可を受けていない 民間教育機関(ファッションデザイン教育機関)にて、外 国人学生を「留学生」として受入れ、高度なファッション 教育が実施可能となる制度を設けていたが、当該教育機関 卒業後の「就労」は不可能となっていた。

平成29年度において、法務省との協議の結果、「専門的・技術的分野」の外国人材として、就労するに足りる一定基準の専門的な知識及び技術を習得することが可能と認められた「専攻科」を卒業した留学生の「就労」が可能となる制度を新たに確立した。

1. 4. 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、国民・民間企業における消費・投資マインドの向上、海外から日本への関心の高まりなどが予想されることから、この機会を最大限に活用し、国際社会における日本のプレゼンスを高めるとともに、東日本大震災をはじめとする災害を乗り越え、被災地復興、地方創生を含め日本経済の再興を進めることが必要である。

経済産業省内では 2015 年4月に、産業構造審議会の下に「2020未来開拓部会」が設置され、我が国の 2020 年以降の未来像および、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした具体的なプロジェクトの実施についての検討を、民間委員も招いて進めている。当部会では、11のプロジェクト(①モビリティ②スマートコミュニティ③ストレスフリー④ロボット⑤サイバーセキュリティ⑥活力あふれるビンテージ・ソサエティ⑦イノベーション⑧インベストメント⑨ひとづくり⑩スポーツ⑪文化・観光)を重点分野として定め、2020年以降に残すべきレガシーに関しても検討を続けている。

また、11のプロジェクトに関連する技術を中心に、東京オリンピック・パラリンピック時に社会実装されているであろう最先端技術を一堂に集めた展示会「カウントダウンショーケース」をオリンピック・パラリンピック等経済界協議会と共催し、日本の魅力・競争力の発信と機運醸成の推進を図った。

東京オリンピック・パラリンピックを機に地域活性化を 目指す有志の市町村の団体、「2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合 (平成27年発足、平成29年度末時点加盟数:570市町村)」 との連携により、地域の魅力発信を推進した。

2020 年にシンボルストリートとなる新虎通りを舞台に、 地域産品・食材等の魅力を発信する「旅する新虎マーケット」など様々な事業において、連携・支援を実施した。

国際博覧会出展事業

1. 2017 年アスタナ国際博覧会への参加

2017年アスタナ国際博覧会は、「Future Energy (未来のエネルギー)」のテーマのもと、国際博覧会条約に基づく中央アジア地域初の認定博(中小規模博)として、2017年6月10日から9月10日までの93日間、カザフスタン共和国の首都アスタナ市内で開催された。

本万博には 115 カ国・22 国際機関が参加した。展示面積は 25 ヘクタールで、総来場者数は約 400 万人を記録した。 我が国は、経済産業省を幹事省、文部科学省、国土交通省 及び環境省を副幹事省、独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) を参加機関として公式参加した。

日本館は、「Smart Mix with Technology~オールジャパンの経験と挑戦~」をテーマに、エネルギー資源に乏しい日本が、経済成長とともに増加するエネルギー消費量や環境問題を解決するため、省エネルギーの推進や新エネルギーの導入、CO2排出量の削減等に取り組んできた努力と経験を「オールジャパンの挑戦」として世界にアピールすべく、主にプレゼンテーション形式のシアター展示を行った。

開会式には日本から小瀬達之 経済産業省大臣官房審議 官、吉村洋文 2025 日本万国博覧会誘致委員会副会長(大阪 市長)らが赴き挨拶したほか、川端一郎 駐カザフスタン日 本国特命全権大使らも出席した。

2017年7月22日のジャパンデーにおいては、日本から 世耕弘成経済産業大臣をはじめ、松井一郎 2025日本万 国博覧会誘致委員会会長代行(大阪府知事)や、松本正義 2025日本万国博覧会誘致委員会会長代行(関西経済連合会 会長)等が公式式典に出席した。式典では世耕大臣から、 日本のエネルギーに関する取り組みを紹介するとともに、 日本が2025年国際博覧会を大阪・関西で開催すべく立候 補していることを紹介した。

会期を通じて、日本館には約73万人が来場した。

2. 2020 年ドバイ国際博覧会への参加

アラブ首長国連邦(以下「U. A. E.」という。)で開催される 2020 年ドバイ国際博覧会は、「心をつなぎ、未来をつくる」のテーマのもと、国際博覧会条約に基づく中東初の登録博(大規模博)として、2020年10月20日から2021年4月10日までの173日間、ドバイで、公式参加国182ヵ

国をはじめ、合計 247 の出展者及び約 2,500 万人の入場者 数を見込んで開催される。

2016年4月、U. A. E. 政府より公式参加要請があり、我が国は、2017年4月18日の閣議了解により、経済産業省を幹事省、総務省、文部科学省、農林水産省及び国土交通省を副幹事省、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)を参加機関として公式参加することを決定した。

2017 年 11 月に、今回のドバイ博における日本館出展にあたって、出展内容のあり方等を定める基本計画を策定するため、様々な分野の有識者で構成される「日本館基本計画検討会」を幹事省である経済産業省の下に設置した。各副幹事省及び参加機関も参加して議論を重ね、2018 年 2 月に「2020 年ドバイ国際博覧会日本館基本計画」を策定した。

3. 2025 年国際博覧会の大阪・関西誘致

2017年4月11日に2025年国際博覧会の大阪・関西への 誘致に向けて、国際博覧会に関する条約上の立候補及び開催申請を行うことが閣議了解された。同年4月24日に木 寺昌人駐仏大使が博覧会国際事務局(BIE)を訪問し、 2025年国際博覧会開催国への立候補表明文書(内閣総理大 臣書簡)をBIEのビセンテ・ゴンザレス・ロセルタレス事 務局長に提出した。立候補の概要は以下の通り。

テーマ:いのち輝く未来社会のデザイン(Designing Future Society for Our Lives)

サブテーマ:多様で心身ともに健康な生き方、持続可能な 社会・経済システム

開催期間: 2025年5月3日~11月3日(185日間) 開催場所: 大阪府夢洲

また、同年6月にフランス・パリで開催されたBIE総会で、BIE加盟国に対しプレゼンテーションを行った。安倍総理のビデオメッセージのほか、大阪・関西万博のコンセプトや地元関西・大阪の魅力を伝える映像を放映するとともに、榊原定征 2025 日本万国博覧会誘致委員会会長(日本経済団体連合会会長)及び松井一郎誘致委員会会長代行(大阪府知事)がスピーチを行った。また、11月のBIE総会では、国連が設定しているSDGs(持続可能な開発目標,Sustainable Development Goals)の解決に諸外国とともに取り組む日本の官民の取組をアピールするプレゼンテーションを行った。

同年9月には、BIEにビッド・ドシエ(立候補申請文

書)を提出した。ビッド・ドシエとは、BIEから指定された 14 項目について各立候補国がBIEに提出する正式な文書である。

2018年2月には、立候補国がBIEに提出することとなっている万博に参加する途上国向けの支援プログラム (パビリオンの建設費用、旅費・滞在費の支援等を含む)を提出した。

3月にBIE調査団 (団長 チェ・ジェチョルBIE執行委員長) が立候補国の開催計画の実行可能性を審査するため、来日した (前年12月には、この準備のため、ディミトリ・ケルケンツェスBIE事務次長を招聘した)。ここで前年9月に日本がBIEに提出したビッド・ドシエについて説明したほか、安倍内閣総理大臣、世耕経済産業大臣及び岡本外務大臣政務官は、BIE 調査団と意見交換を行い、我が国の掲げる万博のビジョンと熱意を伝えた。

また、経済産業省を事務局として 2016 年 12 月に設置された「『2025 年国際博覧会』誘致推進に係る関係省庁連絡会議(議長:野上浩太郎 内閣官房副長官)」を 4 回開催し、政府として開催国への誘致推進に向けて関係省庁の連携を強化した。